

## 令和 7 年第 5 回廿日市市議会

(第 4 回定例会)

公の施設の指定管理者の指定について

議案第 8 5 号	廿日市市佐方市民センター	.....	1
議案第 8 6 号	廿日市市串戸市民センター	.....	5
議案第 8 7 号	廿日市市吉和ふれあい交流センター	.....	9
議案第 8 8 号	廿日市市パークゴルフ場	.....	13

廿 日 市 市



## 公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市佐方市民センター)

## 1 施設の概要

(1) 名称	廿日市市佐方市民センター
(2) 所在地	廿日市市佐方一丁目4番28号
(3) 設置目的	生涯学習及びまちづくりの拠点として
(4) 事業概要	廿日市市市民センター条例第2条の2に定める事業
(5) 年間利用者数	43,827人(令和6年度)
(6) 現在の指定管理者	佐方アイラブ自治会
(7) 現在の指定管理料	109,655千円／5年間

## 2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

## 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 4 選定結果

別紙②のとおり

## 5 収支計画

(単位:千円)

項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
収入	29,331	29,487	30,034	30,289	30,700	149,841
指定管理料	28,200	28,356	28,903	29,158	29,569	144,186
利用料金	889	889	889	889	889	4,445
その他の収入	242	242	242	242	242	1,210
支出	29,331	29,487	30,034	30,289	30,700	149,841
収支の差	0	0	0	0	0	0

## 団体概要書

団体名 ふりがな	さがたあいらぶじちかい 佐方アイラブ自治会		
代表者氏名 ふりがな	しんの かつひろ 眞野 勝弘	設立年月日	平成18年4月1日
事務所の 所在地	〒738-0001 廿日市市佐方一丁目4番28号		
役員数	90名	事業費	7,182,643円 (令和6年度決算額)
設立理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐方地区の各種団体を可能な限り統一して、地域をまとめていける中核団体としての機能をもつ組織になること。</li> <li>・「地域でできることは地域で」に対応できる機能をもつ組織になること。</li> </ul>		
主な 業務内容	本会は、総務局、安心安全事業局、住民福祉事業局、及びコミュニティ事業局を置き、「環境・美化」、「防災・防犯」、「福祉」、「文化・体育」、「青少年育成」及び「市民センターの管理運営」等の事業を行う。		
事業方針	本会は、佐方地区町内会住民が相互に協力し合い、各種事業を通じて「住みよい佐方」を創出し、廿日市市行政と密接な連携を図りながら、地域における中核団体として、地域自治の確立を目指すことを目的とする。		
当該事業の 受託等実績	廿日市市より佐方市民センターの指定管理者の指定を受けて平成24年4月から1期目、平成27年4月から2期目、平成30年4月から3期目及び令和3年4月から4期目の管理を行っている。		

## 廿日市市佐方市民センターに係る指定管理者候補者の選定について

地域振興部まちづくり支援課

廿日市市佐方市民センターの指定管理者候補者を選定した。

### 1 募集の概要

#### (1) 募集期間

令和7年5月21日（水）から令和7年7月30日（水）まで

#### (2) 申請者

佐方アイラブ自治会（廿日市市佐方一丁目4番28号 代表者 眞野 勝弘）

### 2 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者の候補者として選定する。

#### (2) 審査基準

審査基準	審査項目	評価
（1）事業計画書の内容が、市民センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること	・平等性の確保	適
（2）事業計画書の内容が、市民センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること	・施設の効用を最大限に発揮するための提案 ・地域実情への適合 ・管理経費の縮減	適
（3）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること	・物的能力 人的能力	適
（4）（1）から（3）に掲げるもののほか、市民センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること	・パートナーシップ	適
総合判定		適

#### (3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、佐方アイラブ自治会を本施設の指定管理者の候補者として選定した。

申請者	佐方アイラブ自治会	【評価した点】
総合判定	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4期14年の指定管理期間中、利用者から良い評価（アンケート調査による結果）を得ている。</li> <li>・家庭教育支援やまちづくり活動の支援等について、地域自治組織の強みを生かして地域課題の解決を図っている。</li> <li>・広報紙やホームページに、主催事業をはじめ、地域の情報を掲載する等、積極的に地域の拠点施設としての取組が行われている。</li> <li>・地域住民の集う事業を実施するなど、生涯学習及びまちづくりの拠点として機能していくことが期待できる。</li> </ul>
【内訳】 審査基準① 審査基準② 審査基準③ 審査基準④	適 適 適 適	

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで



## 公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市串戸市民センター)

## 1 施設の概要

(1) 名称	廿日市市串戸市民センター
(2) 所在地	廿日市市串戸二丁目13番13号
(3) 設置目的	生涯学習及びまちづくりの拠点として
(4) 事業概要	廿日市市市民センター条例第2条の2に定める事業
(5) 年間利用者数	31,789人(令和6年度)
(6) 現在の指定管理者	串戸地区自治協議会
(7) 現在の指定管理料	108,690千円／5年間

## 2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

## 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 4 選定結果

別紙②のとおり

## 5 収支計画

(単位:千円)

項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
収入	28,322	28,473	29,015	29,265	29,662	144,737
指定管理料	27,341	27,492	28,034	28,284	28,681	139,832
利用料金	761	761	761	761	761	3,805
その他の収入	220	220	220	220	220	1,100
支出	28,322	28,473	29,015	29,265	29,662	144,737
収支の差	0	0	0	0	0	0

## 団体概要書

団体名 ふりがな	くしど ちく じちきょうぎかい 串戸地区自治協議会		
代表者氏名 ふりがな	かじかわ まこと 梶川 誠	設立年月日	平成26年5月18日
事務所の 所在地	〒738-0033 廿日市市串戸二丁目13番13号		
役員数	39名	事業費	2,577,762円 (令和6年度決算額)
設立理念	コミュニティ活動を通じて親睦と連携を強化し、互助の精神を涵養して、地域住民が安心して暮らせる環境、まちづくりを推進し、持続可能な地域社会をつくること。		
主な 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位町内会の要望等をまとめ、この実現に関すること</li> <li>・スポーツ・レクリエーションを通じての体力づくり、並びに健康推進に関すること</li> <li>・文化並びにふるさと芸能に関すること</li> <li>・福祉に関すること</li> <li>・環境に関すること</li> <li>・自主防災に関すること</li> <li>・市民センター活動への協力と、各種団体・町内会等の相互援助、連帶意識の高揚に関すること</li> <li>・その他、必要な事業</li> </ul>		
事業方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜朝市や三世代交流事業を開催し、地域住民相互の交流を活発にする</li> <li>・夏まつり、かきまつりを開催し、地域に賑わいの場をつくる</li> <li>・自主防災組織を強化し、活動の活発化をすすめる</li> <li>・市民センターを拠点とした、まちづくり活動の活性化を図る</li> </ul>		
当該事業の 受託等実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月1日～平成30年3月31日（第1期受託）</li> <li>・平成30年4月1日～令和3年3月31日（第2期受託）</li> <li>・令和3年4月1日～令和8年3月31日（第3期受託）</li> </ul>		

## 廿日市市串戸市民センターに係る指定管理者候補者の選定について

地域振興部まちづくり支援課

廿日市市串戸市民センターの指定管理者候補者を選定した。

### 1 募集の概要

#### (1) 募集期間

令和7年5月21日（水）から令和7年7月30日（水）まで

#### (2) 申請者

串戸地区自治協議会（廿日市市串戸二丁目13番13号 代表者 梶川 誠）

### 2 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者の候補者として選定する。

#### (2) 審査基準

審査基準	審査項目	評価
（1）事業計画書の内容が、市民センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること	・平等性の確保	適
（2）事業計画書の内容が、市民センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること	・施設の効用を最大限に発揮するための提案 ・地域実情への適合 ・管理経費の縮減	適
（3）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること	・物的能力 人的能力	適
（4）（1）から（3）に掲げるもののほか、市民センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること	・パートナーシップ	適
総合判定		適

#### (3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、串戸地区自治協議会を本施設の指定管理者の候補者として選定した。

申請者	串戸地区自治協議会	【評価した点】
総合判定	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3期11年の指定管理期間中、利用者から良い評価（アンケート調査による結果）を得ている。</li> </ul>
【内訳】 審査基準① 審査基準② 審査基準③ 審査基準④	適 適 適 適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災や地域の賑わい創出等について、地域自治組織の強みを生かして地域課題の解決を図っている。</li> <li>・広報紙やホームページに、主催事業をはじめ、地域の情報を掲載する等、積極的に地域の拠点施設としての取組が行われている。</li> <li>・地域住民の集う事業を実施するなど、生涯学習及びまちづくりの拠点として機能していくことが期待できる。</li> </ul>

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで



## 公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市吉和ふれあい交流センター)

## 1 施設の概要

(1) 名称	廿日市市吉和ふれあい交流センター
(2) 所在地	廿日市市吉和1886番地1
(3) 設置目的	地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を促進し、多様な主体の協働による地域の活力を創出するため。
(4) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の推進に関すること。</li> <li>・多様な主体の協働によるまちづくり活動の支援に関するここと。</li> <li>・市民と来訪者との交流促進に関するここと。</li> <li>・地域の活力を創出する事業の実施に関するここと。</li> <li>・その他交流センターの目的を達成するために必要な事業に関するここと。</li> </ul>
(5) 年間利用者数	40,715人 (令和6年度)
(6) 現在の指定管理者	コミュニティよしわ
(7) 現在の指定管理料	89,000千円 (3年間の計)

## 2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

## 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 4 選定結果

別紙②のとおり

## 5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
収 入	32,085	32,399	32,592	32,803	32,995	162,874
指定管理料	31,783	32,097	32,290	32,501	32,693	161,364
利用料金	90	90	90	90	90	450
その他の収入	212	212	212	212	212	1,060
支 出	32,085	32,399	32,592	32,803	32,995	162,874
収支の差	0	0	0	0	0	0

## 団体概要書

団体名 ふりがな	コミュニティよしわ		
代表者氏名 ふりがな	おだ まこと 小田 真	設立年月日	平成19年5月25日
事務所の 所在地	<p>〒738-0301 廿日市市吉和737番地2</p>		
役員数	14人（理事12人・監事2人）	事業費	2,411,210円 (令和6年度決算額)
設立理念	地域住民の相互の交流と住民主体の学習、福祉活動、健康増進、防犯体制の確立、次世代の育成等を図るとともに、地域内外との交流・連携を深めながら、地域の特徴を活かしたまちづくりや持続可能なまちづくりに寄与する。		
主な 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災、防犯、交通安全に関すること。</li> <li>(2) 歴史、文化、伝統継承に関すること。</li> <li>(3) 福祉、健康増進に関すること。</li> <li>(4) 自然環境に関すること。</li> <li>(5) 生涯学習に関すること。</li> <li>(6) 青少年の育成に関すること。</li> <li>(7) 地域の課題解決に関すること。</li> <li>(8) 地域住民相互の情報交換並びに交流と親睦に関すること。</li> <li>(9) 公の施設の指定管理業務に関すること。</li> <li>(10) その他コミュニティよしわの目的達成のために必要なこと。</li> </ul>		
事業方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法及びその精神を厳守し、公平で開かれた活動を通じて、地域社会から信頼される組織をめざす。</li> <li>(2) だれもが安心・安全で住みよい持続可能なまちづくりに取り組む。</li> </ul>		
当該事業の 受託等実績	令和5年5月1日から令和8年3月31日（3年間）		

## 廿日市市吉和ふれあい交流センターに係る指定管理者候補者の選定について

地域振興部中山間地域振興室

廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者候補者を選定した。

### 1 募集の概要

#### ○ 募集期間

令和7年6月2日（月）から令和7年7月30日（水）まで

#### ○ 申請者

コミュニティよしわ（廿日市市吉和737番地2 会長 小田 真）

### 2 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者の候補者として選定する。

#### (2) 審査基準

審査基準	審査の項目	配点
1 平等な利用の確保	(1) 施設理由・事業内容の平等性が確保されているか (2) 管理運営方針の考え方は適切か	適
2 施設の効用を最大限に發揮	(1) 施設の設置目的との整合性 (2) 地域自治力向上のための方策 (3) 多様な学習機会の提供 (4) 幅広い利用者を確保するための利用促進策 (5) 地域課題・ニーズの把握の方策 (6) 地域の実情を踏まえたまちづくりに関する事業 (7) 地域住民・地域団体と連携した施設運営策 (8) 管理運営に係る経費が、市が定める管理費内か	適
3 施設管理を安定して行う物的及び人的能力（又は確保できる見込み）	(1) 職員体制 (2) 職員の研修体制 (3) 個人情報等の管理体制 (4) 危機管理対策 (5) 管理運営経費	適
4 その他、施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること	(1) 市とのパートナーシップに対する考え方が適切か	適
総合判定		適

#### (3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、コミュニティよしわを本施設の指定管理者の候補者として選定した。

申請者	コミュニティよしわ	【評価した点】
総合判定	適	・施設の管理運営を地域主体で行うことで、地域の活力を創出する事業の展開と地域内外との交流創出につながるよう取り組まれること。 ・生涯学習事業の取組を柱に「交流センター」という名前の意味を理解し、地域づくりの拠点として多くの住民が集まる場所となるよう取り組まれること。 ・幅広い年齢層の住民をターゲットに据えて、ホームページやSNS等の活用を通じて幅広い情報発信に取り組まれること。
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで



## 公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市パークゴルフ場)

## 1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市パークゴルフ場  
 (2) 所在地 廿日市市串戸一丁目20番30号  
 (3) 設置目的 生涯スポーツの振興を図るとともに、市民の健康増進及び世代間交流の促進に寄与するため。  
 (4) 事業概要 スポーツ振興に関する各種事業の実施及び施設の管理運営  
 (5) 年間利用者数 10,669人(令和6年度)  
 (6) 現在の指定管理者 特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会  
 (7) 現在の指定管理料 0千円(令和3年度から令和7年度までの債務負担行為の限度額)

## 2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

## 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

## 4 選定結果

別紙②のとおり

## 5 収支計画

(単位:千円)

項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
収入	16,028	16,363	16,676	49,067
指定管理料	4,919	4,919	4,919	14,757
利用料金	9,774	10,072	10,370	30,216
その他の収入	1,335	1,372	1,387	4,094
支出	16,028	16,363	16,676	49,067
収支の差	0	0	0	0

## 団体概要書

ふりがな	とくていひえいりかつどうほうじん はつかいちしすぽーつきょうかい		
団体名	特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会		
ふりがな	おおの くにはる	設立年月日	平成15年11月28日
代表者氏名	大野 国治		
事務所の所在地	〒738-0033 広島県廿日市市串戸六丁目1番1号		
職員数	8名	売上高	32,410,000円
経営理念	生涯スポーツの振興と普及		
主な業務内容	アマチュアスポーツの振興に関する事業		
経営方針	市民の健康増進、体力向上、競技力の向上及びスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。		
類似事業の受託等実績			

## 廿日市市パークゴルフ場に係る指定管理者候補者の選定について

地域振興部スポーツ推進課

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者候補者を選定した。

### 1 募集の概要

#### ○ 募集期間

令和7年5月20日（火）から令和7年7月30日（水）まで

#### ○ 申請者

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会（廿日市市串戸六丁目1番1号 会長 大野 国治）

### 2 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングをもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定する。

#### (2) 審査基準

審査基準	審査の項目
1 事業計画書の内容が、施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること	(1) 平等な利用の確保 (2) 高齢者や障がいのある人等の施設利用についての配慮
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の設置目的（生涯スポーツの振興、市民の健康増進及び世代間交流の促進等）との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上 (3) 利用促進、利用者増への取り組み (4) 適切な利用料金の設定 (5) 管理経費の縮減
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること	(1) 申請者の取組姿勢 (2) 人員体制・組織体制 (3) 緊急事態の対応 (4) 個人情報の管理体制 (5) 申請者の安定性 (6) 申請者の実績
4 前各号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること	(1) 廿日市市との信頼関係に基づくパートナーシップに対する考え方が適切か

#### (3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会
総合判定	適
総評	<p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の開設から17年間の管理実績により、施設を熟知していることから適切な管理運営が期待できる。</li> </ul>

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで